

社会福祉法人 春風寮
役員等の報酬等に関する規程

令和 元年 9月25日 施行

社会福祉法人春風寮役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春風寮（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬、交通費及び宿泊費等（以下「報酬等」という。）の支給に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、役員（理事・監事）のほか評議員、評議員選任・解任委員会委員及び苦情解決第三者委員をいう。

- 2 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支給されるものである。
- 3 交通費及び宿泊費とは、役員等の職務執行のための旅行に必要な運賃、宿泊費等の実費弁償費として支給されるものである。

(評議員会及び理事会への出席報酬等)

第3条 役員等が評議員会及び理事会へ出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支給する。

(各種委員会への出席報酬等)

第4条 役員等が評議員選任・解任委員会へ出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支給する。

- 2 役員等が苦情解決第三者委員会へ出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支給する。

(役員等の業務報酬等)

第5条 役員等（監事を除く。）が、それぞれの職務による法人業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支給する。

- 2 監事が職務による法人業務に従事したときは、別表3により報酬及び交通費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、それぞれの職務による法人業務により出張したときは、別表4により報酬、交通費及び宿泊料を支給する。

(交通費の支給)

第7条 交通費は実費を支給する。

ただし、交通用具を使用した場合は、別表5により、交通費を支給する。

(報酬等の支給)

第8条 報酬等の支払いはその都度現金で支給する。

2 報酬は、源泉所得税額を控除した額を支給し、年末には源泉徴収票を発出する。

3 出張旅費は、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後に精算することができる。

(重複支給の禁止)

第9条 役員等の報酬等が同一日に複数回ある場合は1回のみとし、重複支給はしない。

(適用除外)

第10条 報酬等の支給対象の役員等には、法人の職員は含まれない。

(施行の細則)

第11条 役員等の報酬等に関して、この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

付則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成27年4月1日に施行した社会福祉法人春風寮役員・評議員・苦情解決第三者委員報酬及び旅費支給規程は廃止する。

3 この規程は、平成29年6月17日から施行する。

4 この規程は、平成30年6月7日から施行する。

5 この規程は、令和元年9月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条及び第 4 条関係)

報酬	交通費	宿泊費
5, 0 0 0 円	実費	—

別表 2 (第 5 条第 1 項関係)

報酬	交通費	宿泊費
1 0, 0 0 0 円	実費	—

別表 3 (第 5 条第 2 項関係)

報酬	交通費	宿泊費
2 0, 0 0 0 円	実費	—

別表 4 (第 6 条関係)

報酬	交通費	宿泊費
1 5, 0 0 0 円	実費	2 0, 0 0 0 円

別表 5 (第 7 条関係)

交通用具使用の交通費	2 Km以上の利用につき 1 Kmごとに	5 0 円
------------	-------------------------	-------